
食品産業育成就労協議会への
加入申請方法についてのガイドブック
飲食料品製造業分野
飲食料品製造業区分・水産加工業区分
育成就労外国人を受け入れる事業者の皆さまへ

農林水産省大臣官房

新事業・食品産業部

令和8年9月 28 日時点

目次

1 食品産業育成就労協議会への加入手続の流れについて.....	3
2 飲食料品製造業分野の制度について.....	4
3 協議会加入申請手続きについて.....	5
(1) 協議会ウェブサイトより加入申請.....	5
① 協議会のウェブサイトアクセス.....	5
② 加入申請フォームをクリック.....	5
③ フォームに入力.....	6
(2) 協議会からのメール受領から必要書類の提出まで.....	11
① 必要書類のご提出.....	11
② 申請情報のご確認.....	11
③ 提出書類チェックリスト.....	12
④ 書類の準備について.....	14
⑤ ～製造請負の事業者は必ずご一読ください～.....	17
(3) 加入証発行について.....	18
4 登録内容の変更.....	18
5 受入れ分野の追加.....	18
6 FAQ.....	19
7 お問い合わせ先.....	19

1 食品産業育成就労協議会への加入手続の流れについて

- 育成就労外国人を受け入れようとしている事業者※の皆様は、外国人技能実習機構へ育成就労計画認定申請や出入国在留管理庁に在留資格申請を行う必要があります。これらの申請に先立ち、まず食品産業育成就労協議会（以下、「協議会」という。）へ加入し、協議会が発行する加入証を各申請に添付する必要があります。

※ 育成就労外国人を受け入れる事業者は、「育成就労実施者」または「受入れ機関」といいます。協議会は、飲食料品製造業分野及び外食業分野における制度の適正な運用を図ることを目的として設立された、農林水産省が運営する組織です。

- 加入手続はウェブ申請により行い、その後、協議会から送付されるメールにて、必要書類をご提出いただく必要があります。
- **必要書類のご提出から**加入証発行のご連絡まで、約 2～3か月程度のお時間を要しています。

育成就労外国人の受入れ開始までの手続の流れ



2 飲食料品製造業分野の制度について

在留資格「育成就労」は、深刻化する人手不足に対応するため、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、3年間の就労を通じて特定技能Ⅰ号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野の人材確保を目的とした制度です。飲食料品製造業分野の制度資料をご確認の上、ご申請ください。

- 出入国管理庁 ウェブサイト:

[育成就労制度 | 出入国在留管理庁](#)

- 農水省ウェブサイト 飲食料品製造業分野の受入れについて(制度全般):

[飲食料品製造業分野における外国人材の受入れ拡大について:農林水産省](#)

- 特定の分野に係る育成就労外国人受入れに関する運用要領

[運用要領 | 出入国在留管理庁](#)

- 外国人材制度相談窓口(無料)

飲食料品製造業分野において就労する外国人が働きやすい環境を整備するため、就労を希望する外国人材及び外国人の受入れを希望する飲食料品製造業の事業者に対する相談窓口を設置しています。無料で相談を受け付けますので、制度等について、不明な点があれば以下の専用回線又はメールでお問い合わせください。

外国人材制度相談窓口 [特設 Web ページはこちら](#)[外部リンク(株式会社 JTB)] ※相談窓口は、農林水産省の補助事業で株式会社 JTB が運営しています。

専用回線:03-6630-8179

対応日時:10時00分～17時30分(土日・祝日・年末年始を除く)

メールアドレス:maff-gaikokujinzai@jtb.com

※メールでのお問い合わせの際には、必ず以下の項目・内容をご記載ください。

【件名】企業向け農林水産省特定技能外国人相談窓口問い合わせ

1.企業名 2.住所 3.電話番号 4.氏名(ふりがな) 5.受入れを検討している分野(※次よりご選択ください【飲食料品製造業／外食業／その他】) 6.お問い合わせ内容

3 協議会加入申請手続きについて

(1) 協議会ウェブサイトより加入申請

① 協議会のウェブサイトへアクセス

[食品産業育成就労協議会（飲食料品製造業分野・外食業分野）について：農林水産省](#)

逆引き事典から探す 組織別から探す キーワードから探す Google 検索

会見・報道・広報 政策情報 統計情報 申請・お問い合わせ 農林水産省について

ホーム > 新産業・食品産業 > 食品産業育成就労協議会（飲食料品製造業分野・外食業分野）について

食品産業育成就労協議会（飲食料品製造業分野・外食業分野）について

重要なお知らせ

令和9年4月からの育成就労制度の開始に向けて、協議会の加入受付を予定しております。
受付開始日が決まりましたら、改めてホームページにてご案内いたします。

【電話でのお問い合わせ】
TEL 0570-031574
(ナビダイヤル) 平日10時から12時、13時から17時まで

1. 協議会について（飲食料品製造業分野・外食業分野）

【協議会の目的】
構成員の連携の緊密化を図り、制度や情報の周知、法令遵守の啓発のほか、地域ごとの人手不足の状況を把握し、必要な対応等を行います。飲食料品製造業分野と外食業分野が共同で設置しています。

【構成員】
育成就労実施者（受入れ機関）はこの協議会の構成員になることが求められています。

【加入のタイミング】
育成就労外国人の受入れにあたり、**外国人技能実習機構への育成就労計画認定申請を行う前**に、協議会へ加入してください。
なお、監理支援機関については加入不要となります。

② 加入申請フォームをクリック

2. 入会申請方法

【入会の流れ】

- 下の加入申請フォームに必要事項を入力の上、WEBで申請してください。
※加入申請フォームで入力後、送信確認画面に「必須項目が選択されていません」と表示される事象が発生しております。
この場合は、必ず必要項目を選択し、再度送信してください。
- 数日中に事務局よりメールにて返信してください。

⇒ [加入申請フォーム](#) をクリック

	提出書類
育成就労実施者（受入れ機関）で 飲食料品製造業分野（飲食料品製造区分） における申請の場合	1. 飲食料品製造業分野参考様式1号 （様式準備中）より作成した 「飲食料品製造業分野における育成就労外国人の受入れに関する誓約書」 2. 食品産業育成就労協議会規約別紙様式 （PDF：102KB）（WORD：28KB）より作成した 「育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範に係る誓約書」 3. 「営業許可証」の写し 育成就労外国人に1年を超える転籍制限を設ける場合 4. 食品産業育成就労協議会会規程別紙4 （PDF：112KB）（WORD：26KB）より作成した 「育成就労外国人の円滑に関する誓約書」
「総合スーパーマーケット又は食料品スーパーマーケットに該当する場合」	1. 飲食料品製造業分野参考様式1号 （様式準備中）より作成した 「飲食料品製造業分野における育成就労外国人の受入れに関する誓約書」

③ フォームに入力

1. 育成就労産業分野（必須） 特定技能外国人が従事する（予定の）事業所について該当の特定産業分野をどちらか1つ選択してください。	
☒ 飲食料品製造業分野（飲食料品製造業区分） ☐ 飲食料品製造業分野（水産加工業区分） ☐ 飲食料品製造業分野（飲食料品製造業区分及び水産加工業区分）	
2. 日本標準産業分類（必須） 特定技能外国人が従事する（予定の）業種を選択してください（3つまで）。詳細はページ上の産業分類に関するリンクを参照してください。	
☒ 0911 部分肉・冷凍肉製造業 ☐ 0912 肉加工品製造業 ☐ 0913 処理牛乳・乳飲料製造業 ☐ 0914 乳製品製造業（処理牛乳，乳飲料を除く） ☐ 0919 その他の畜産食料品製造業 ☐ 0921 水産缶詰・瓶詰製造業 ☐ 0922 海藻加工業 ☐ 0923 水産練製品製造業 ☐ 0924 塩干・塩蔵品製造業 ☐ 0925 冷凍水産物製造業 ☐ 0926 冷凍水産食品製造業 ☐ 0929 その他の水産食料品製造業 ☐ 0931 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業（野菜漬物を除く） ☐ 0932 野菜漬物製造業（缶詰，瓶詰，つぼ詰を除く） ☐ ☐ ☐	2. 日本標準産業分類 外部リンク 000935534.pdf をご参照ください。
一部省略	
3. 育成就労実施者名、又は育成就労外国人の受入れを予定する事業者名（受入れ機関名）（必須）	
農林フード株式会社〇〇工場	3. 育成就労実施者名（受入れ機関名） 法人名もしくは個人事業主名と事業所（店舗・工場等）名をご入力ください。 ※飲食料品製造業分野は、 事業所単位での加入が原則です 。ただしバックヤードのあるスーパーマーケットは本社での加入が可能です。
4. 氏名（代表者）（必須） 役職名等は記入せず、名前のみ入力してください。 農林 太郎	
5. 法人番号（13桁）（必須） 個人事業主の場合は、「無し」と入力してください。 1234567891023	4. 氏名（代表者） 法人の代表者および個人事業主のお名前をご入力ください。
6. 労働保険番号（14桁）（必須） 労働保険番号がない場合は、雇用後入力を入力してください。 12345678910234	5. 法人番号（13桁）ハイフン不要 個人事業主の場合は、「無し」と入力してください。
7. 従業員数（必須） ☐ 1～5人 ☐ 6～20人 ☐ 21～50人 ☐ 51～100人 ☒ 101～300人 ☐ 301人以上	6. 労働保険番号 これまで雇用がない場合は、「雇用後加入予定」とご入力ください。
	7. 従業員数 アルバイト・パートを含め法人または個人事業主全体で雇用している従業員数をご入力ください。

8. 日本人の常勤職員数 (必須)	
80	8. 常勤職員数 法人全体または個人事業主における日本人の常勤職員数を入力してください。なお、「常勤職員」の定義については、p.8をご確認ください。
9. 雇用を予定している育成就労外国人の人数 (必須)	
3	
10. 郵便番号 (必須)	9. 雇用予定の育成就労外国人の人数 事業所ごと の雇用予定人数を入力してください。 (スーパーマーケットにおいては全体での人数を入力してください)
100-8950	
11. 都道府県 (必須)	10.11.12. 所在地 3 で入力した事業所(店舗・工場等)の住所を入力してください。 個人事業主の場合、住民票住所を入力してください。
東京都	
12. 住所(市区町村以下) (必須) 都道府県名は再度入力しないでください。	
千代田区霞が関1-2-1	13.14.15.16 ご担当者様の氏名・電話番号・メールアドレスをご入力ください。 なお、メールアドレスは入力間違いのないようご注意ください。 基本的には、外国人を受け入れる事業所の担当者様より申請をしていただく必要がありますが、パソコンを使用できないなど、やむを得ない理由がある場合に限り、監理支援機関等が代理で申請することは可能です。 代理申請の場合は、加入証受領後、必ず受入れ機関の担当者へ加入証をお渡しいただき、登録されている担当者情報の変更手続きをお願いいたします。 変更方法については、P.18 をご確認ください。
13. 氏名(ご連絡窓口の担当者) (必須)	
農林 太郎	
14. 電話番号(ご連絡窓口の担当者) (必須)	
03-6744-2397	
15. メールアドレス(ご連絡窓口の担当者) (必須)	18. 就労先事業所住所 必ず、外国人が従事する予定の就労先事業所(店舗・工場等)をご記入ください。(上記3, 11, 12と同じ内容になります) なお、後日メールにて営業許可証をご提出いただく際は、本欄にご記入いただいた該店舗の営業許可証をお送りください。
nourintaro@maff.go.jp	
16. メールアドレス(ご連絡窓口の担当者) (確認) (必須) 確認のため、もう一度入力してください。	
nourintaro@maff.go.jp	
17. 育成就労外国人が就労する(予定の)事業者のホームページ ホームページを有していない場合は、「無し」と入力してください。	
http://...	
18. 育成就労外国人の就労を予定している事業所所在地、工場 飲食料品製造業分野は、複数事業所の記載はできません。	
農林フード株式会社 〇〇工場 東京都千代田区霞が関1-2-1 (上記3,11,12と同じ)	

19. 上記の事業所は稼働していますか。(必須) 稼働していない場合、協議会申請は可能ですが、協議会加入にかかる審査は、稼働後の ☒ はい ☐ いいえ
20. 出入国在留管理庁へ在留諸申請を行う予定の年月(必須) 上記の特定技能外国人を受け入れている場合は、入管に在留諸申請を行った過去の年月を入力してください。 2027年1月
21. 食品産業育成就労協議会規約、入会規程、行動規範の内容について ☒ はい
22. 1年を超える転籍制限を設けますか。(必須) ☐ はい ☒ いいえ
23. 食品産業『特定技能』協議会に加入している場合は、構成員番号を入力してください。加入していない場合は、「未加入」と入力してください。 1234567

送信確認

「送信確認」をクリック

19.稼働について

稼働前は事業実態を確認することができませんので、協議会に加入できません。稼働後に申請をしてください。

21. 必ず協議会規約及び入会規程をご一読ください。

協議会規約:[info-2.pdf](#)

入会規程:[info-4.pdf](#)

22.転籍制限の設定について

次ページに記載している転籍制限の設定に関する内容を十分にご理解いただいた上でご回答ください。なお、「はい」を選択した場合は、遵守事項を誓約する書面を別途ご提出していただく必要があります。

補足事項 8.「常勤職員」について

出入国管理庁 育成就労制度 運用要領より [001467946.pdf](#) 第4章第2節第3(3)

「常勤」の職員 常勤の職員は、育成就労外国人を受け入れている育成就労実施者に継続的に雇用されている職員（いわゆる正社員をいいますが、正社員と同様の就業時間で継続的に勤務する雇用形態（日給、月給などの給与形態は問いません。）の職員であれば含みます。）としています。例えば、下記の①又は②のいずれかに該当する場合は、常勤の職員として扱って差し支えありません。

①所定労働日数が週5日以上及び年間 217 日以上であって、かつ、週所定労働時間が 30 時間以上であること。

②雇用保険の被保険者であって、かつ、週所定労働時間が 30 時間以上であること。なお、外国にある事業所に所属する常勤の職員、育成就労外国人及び技能実習生は、常勤の職員に含めることはできません

また、法人の理事、監事、取締役、代表社員及び無限責任社員等の代表者は、原則として、法人の役員であり、職員として取り扱うことはできませんが、法人から労働の対価として報酬を受けている場合であって、法人に使用される者（例：取締役部長）については、役員が職員も兼ねるものとして、上記の①又は②のいずれかに該当する場合には、常勤の職員に含めて差し支えありません。派遣労働者については、育成就労実施者と雇用契約を結んでいないため、当該労働者を派遣先の育成就労実施者における「常勤の職員」とすることはできません。

補足事項 22. 転籍制限について

「転籍制限期間」は育成就労産業分野ごとに、分野別運用方針において定められる、育成就労実施者の変更（転籍）を制限する期間をいいます。この期間は１年以上２年以下の範囲内で設定されており、飲食料品製造業分野における転籍制限期間は２年とされています。育成就労外国人に対して、１年を超えて転籍制限を設定する場合は、追加書類として「育成就労外国人の昇給に関する誓約書」をご提出いただくとともに、以下の事項を遵守していただく必要があります。

1. 昇給の実施

在籍する育成就労外国人の所定内賃金について、１年目から２年目にかけて、食品産業育成就労協議会が設定・公表する昇給率以上の割合で昇給させることを誓約していただく必要があります。昇給率については、今後、設定次第お知らせいたします。

2. 調査等への協力

農林水産省又は食品産業育成就労協議会（これらから委託を受けた者を含む。）が実施する賃金・給与等に関する調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行っていただく必要があります。

3. 昇給状況の確認資料の提出

協議会が定める昇給率を満たしていることを確認するため、昇給状況が分かる資料の提出を求める予定です。詳細については、決まり次第お知らせいたします。

4. 申請時の注意

加入申請フォームの転籍制限に関する項目で「はい」を選択する場合は、制度の内容及び事業者の義務を十分にご理解いただいた上で、転籍制限を設けるかをご判断ください。なお、必要書類として「育成就労外国人の昇給に関する誓約書」の提出が必要となります。

申請時に「いいえ」を選択された場合であっても、その後転籍制限を設定する際には、ただちに誓約書を協議会へご提出いただく必要があります。

5. 遵守事項

誓約内容や制度上の要件に反する事実が確認された場合は、食品産業育成就労協議会から除名等の措置を受ける場合があります。

運用要領：[001467946.pdf](#)

飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針（別紙15）：[001454702.pdf](#)

食品産業育成就労協議会入申請フォーム

この内容で送信を行ってもよろしいですか？

1. 育成就労産業分野	飲食料品製造業分野（飲食料品製造業区分）
2. 日本標準産業分類	0911 部分肉・冷凍肉製造業
3. 育成就労実施者名、又は育成就労外国人の受入れを予定する事業者名（受入れ機関名）	農林フード株式会社〇〇工場
4. 氏名（代表者）	農林 太郎
5. 法人番号（13桁）	1234567891023
6. 労働保険番号（14桁）	12345678910234
7. 従業員数	101～300人
8. 日本人の常勤職員数	80
9. 雇用を予定している育成就労外国人の人数	3
10. 郵便番号	100-8950
11. 都道府県	東京都
12. 住所（市区町村以下）	千代田区麹が関1-2-1
13. 氏名（ご連絡窓口の担当者）	農林 太郎
14. 電話番号（ご連絡窓口の担当者）	03-6744-2397
15. メールアドレス（ご連絡窓口の担当者）	nourintaro@maff.go.jp
17. 育成就労外国人が就労する（予定の）事業者のホームページURL	http://・・・
18. 育成就労外国人の就労を予定している事業所所在地、工場名、店舗名	農林フード株式会社 〇〇工場 東京都千代田区麹が関1-2-1 （上記3,11,12と同じ）
19. 上記の事業所は稼働していますか。	はい
20. 出入国在留管理庁へ在留諸申請を行う予定の年月	2027年1月
21. 食品産業育成就労協議会規約、入会規程の内容について同意します。	はい
22. 1年を超える転籍制限を設けますか。	いいえ

送信

キャンセル

「送信」をクリック

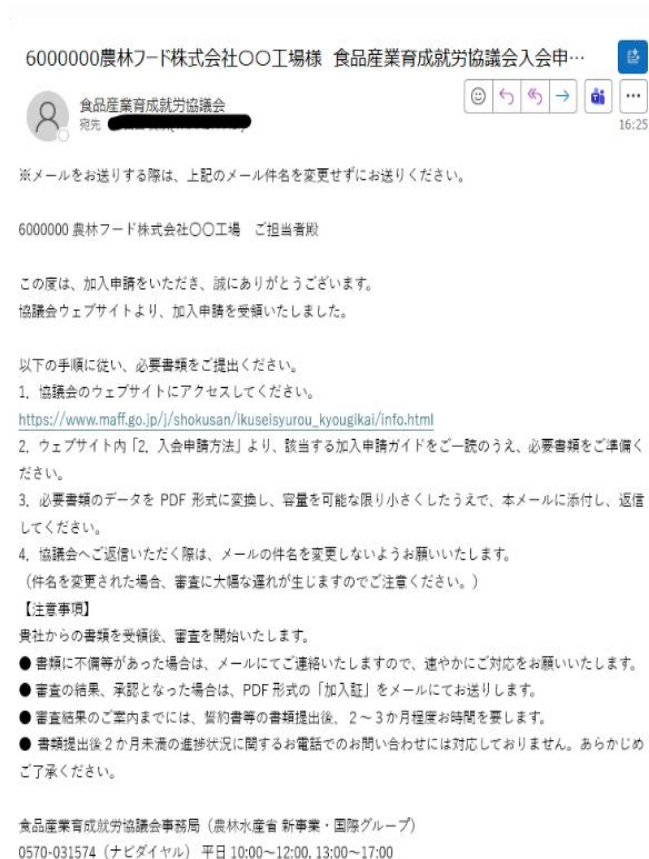
後日の確認のため、上記画面をスクリーンショット等で
保存しておくことをお勧めします。

(2) 協議会からのメール受領から必要書類の提出まで

① 必要書類のご提出

必要書類のご提出につきましては、事務局よりメールにてご案内いたします。

「提出書類チェックリスト」をご確認の上、必要書類を添付してご返信くださいますようお願いいたします。



② 申請情報のご確認

入力内容の誤り、必要書類の不備、その他申請内容を確認するため、事務局よりメールにて問い合わせする場合がございますので、内容をご確認の上、誤りがないように注意し、速やかなご対応をお願いいたします。

③ 提出書類チェックリスト

全事業所共通 必須提出書類		
以下の書類は、必要事項を記載の上、WORD または PDF 形式に変換し、可能な限りデータ容量を小さくしてメールに添付してください。 ※Google Drive 等のオンラインストレージによる提出は受け付けておりません。		
(ア)	☐	育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範に係る誓約書 (食品産業育成就労協議会規約 別紙様式) PDF : info-6.pdf WORD : info-1.docx (育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範 : info-17.pdf)
(イ)	☐	外国人就労先事業所の営業許可証 ※営業許可証のチェック項目については P.15 もご確認ください。
以下の画像を、可能な限りデータ容量を小さくして添付してください。		
(ウ)	☐	・事業所（店舗・工場）の外観 1 枚
	☐	・製造設備全体 1 枚
	☐	・使用する機械、器具 2 枚
	☐	・製品の画像 2 枚
	☐	・食品表示シール 1 枚
以下の内容を、メール本文に詳細に記載してください。		
(エ)	☐	① 育成就労計画審査基準における主たる技能
	☐	② 育成就労外国人が従事する作業内容 (具体的かつ詳細に記載してください)
	☐	③ 使用する機械、器具 (画像の説明)

該当者のみ		総合スーパーマーケット又は食料品スーパーマーケットに 該当する場合
(オ)	☐	総合スーパーマーケット又は食料品スーパーマーケットにおける育成就労外国人の 従事する業務に関する誓約書 （※営業許可証の提出は必要ありません） （食品産業育成就労協議会入会規程別紙 1） PDF: info-9.pdf WORD: info-4.docx

該当者のみ		水産加工業区分における申請の場合
(カ)	☐	水産加工業の業務区分における育成就労外国人の受入れに関する誓約書 （食品産業育成就労協議会入会規程別紙 3 の 1） PDF: info-12.pdf WORD: info-7.docx

該当者のみ		育成就労外国人に 1 年を超える転籍制限を設ける場合 （加入申請フォーム「22 番」に「はい」を入力した方は提出必須）
(キ)	☐	育成就労外国人の昇給に関する誓約書 （食品産業育成就労協議会入会規程別紙 4） PDF: info-13.pdf WORD: info-8.docx

該当者のみ		製造請負・業務請負の場合
(ク)	☐	業務請負契約書 注文仕様書 （食品製造の詳細が分かる書面） 請負工程組織図（図参照）

④ 書類の準備について

(ア) 行動規範に係る誓約書の書き方

※誓約書は、企業が育成就労外国人を受け入れる際に、誓約していただく書類です。

必ず、行動規範をご一読いただきますようお願いします。

育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範:[info-17.pdf](#)

(別紙様式)

育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた 行動規範に係る誓約書

食品産業育成就労協議会会長殿

記

当社（事業所）は、貴協議会が定めた「育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範」（以下「行動規範」という。）を確認し、その内容を十分に理解しました。

育成就労外国人を受け入れるに当たっては、行動規範に従い、記載事項を遵守することを誓約いたします。

万が一、行動規範に違反する行為を行ったことにより協議会から除名処分を受けた場合には、当該処分を厳粛に受け止め、異議を申し立てることはありません。

飲食料品製造業分野は
事業所ごとにご提出ください

作成日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

育成就労実施者

（企業名）

（事業所名）

代表者

（役職）

（氏名）

以上

(イ) 営業許可証について

以下の点を必ずご確認ください、メールに添付してください。

※営業許可証は都道府県ごとに書式が異なります。

2新保衛食第 号

営 業 許 可 書

営業者住所 東京都
 営業者氏名 株式会社
 [法人の場合は、その名称
 及び主たる事務所の所在地]

令和 3年 2月 9日付けで申請のあった営業については、
 食品衛生法第52条の規定により下記のとおり許可します。
 令和 3年 2月22日

新宿区保健所長 高橋 都事

記

1 営業所の所在地 東京都
 2 営 業 の 種 類 そうざい製造業
 3 営業所の名称、屋号又は商号
 4 許 可 条 件

本許可の効力は 令和 3年 2月22日から
 令和10年 2月29日まで

1 有効期限

2 ✓ 有効期限内でしょうか。期限が失効している場合は、更新後の証明書を添付してください。

注意 ○本書に記載の許可期限満了後、なお引続き営業の意志のある方は、許可期限満了の約1か月前に許可更新申請書を忘れず提出して下さい。

○申請の際の検査において、食品衛生法施行条例第3条別表2の施設基準に合致せぬ場合は許可されません。あらかじめ改善しておいて下さい。

○許可書又は許可済標識は、必ず見やすいところに掲示して下さい。

届 出 事 項			
取受年月日 取受番号	件	名	印
第 号			印
第 号			印
第 号			印

営業者住所・氏名

- ✓ 変更や承継等がある場合は、保健所へ届出を行っていることが確認できる資料を添付してください。

営業所所在地、名称

- ✓ 所在地:加入申請フォームに入力した「11番・12番(所在地)」と同一でしょうか。
- ✓ 名称・屋号:加入申請フォームに入力した「3番」と同一でしょうか。
- ✓ 変更や承継等がある場合は、保健所へ届出を行っていることが確認できる資料を添付してください。

営業の種類

- ✓ 飲食料品製造業分野に該当する種類でしょうか。

営業許可証を取得していないケースについて

◆ 製造請負契約を締結している場合

→ P.17 をご一読いただき、関係書類等をご提出ください。

◆ 事業内容が営業届で認められている場合

→ 営業届の写しを添付してください。

◆ 過去に保健所から営業許可証の取得又は届出の提出が不要である旨の説明を受けた場合

→ 改めて管轄の保健所へご確認いただきますようお願いいたします。

取得又は届出が不要であることを再度確認された場合は、確認先の保健所名、担当者名及び連絡先をご記載の上、取得又は届出が不要である理由をメール本文に記載してください。

◆ 開業前

→ 開業前は協議会に加入いただくことはできません。開業後に申請をお願いします。

◆ 上記以外のケース

→ メール本文に理由を記載してください。

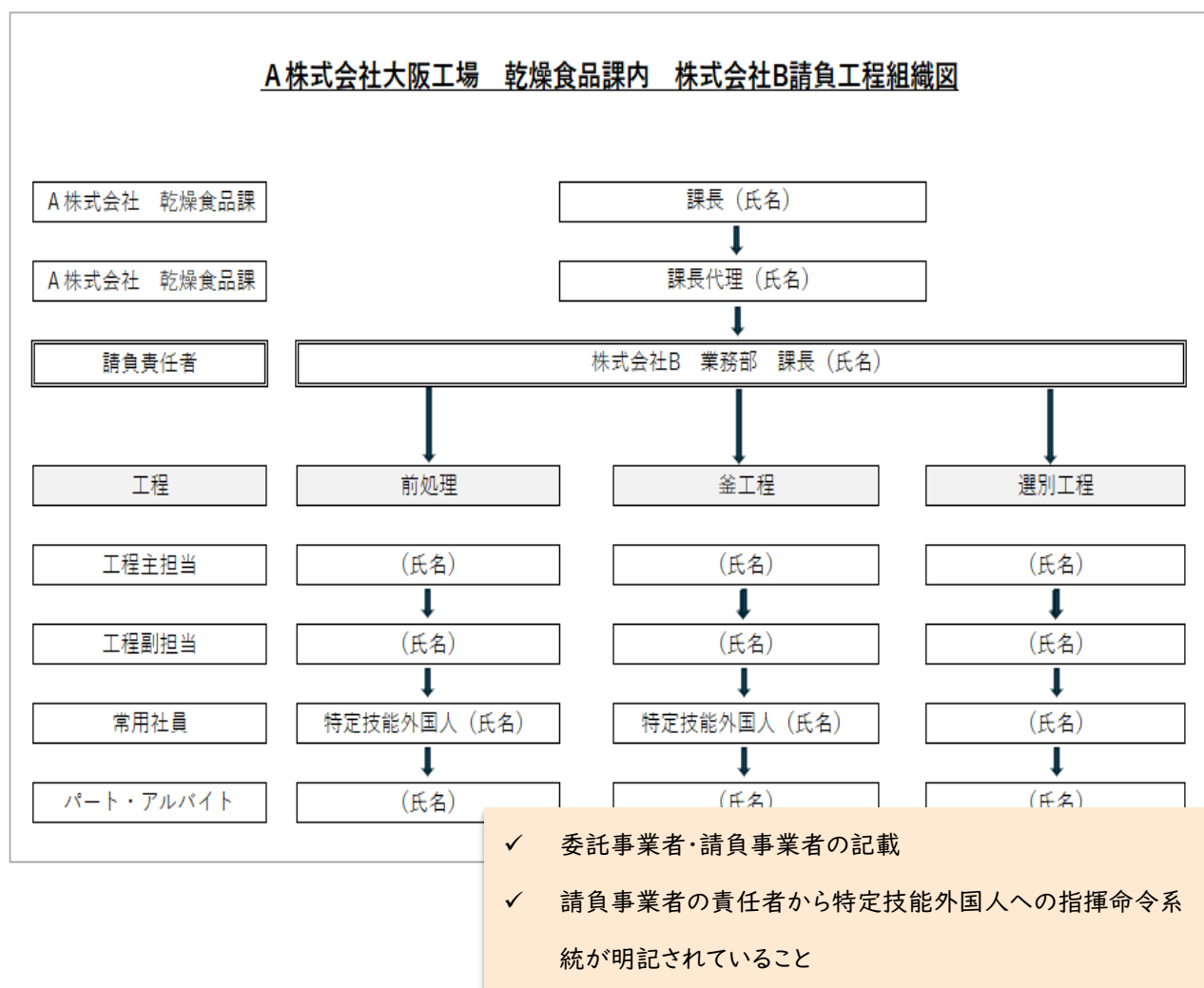
⑤ ～製造請負の事業者は必ずご一読ください～

- 製造請負契約に基づき、発注元から独立した組織として飲食料品製造業の業務を営む事業所である場合には、当該分野の対象となります。ただし、発注元が飲食料品製造業である場合であっても、請負業務が工程の一部のみ、例えば軽度な加工、梱包、荷役など、飲食料品の製造・加工に該当しない工程に限られるときは、飲食料品製造業とは認められません。
- 発注元が請負作業者に直接指示命令を行う、いわゆる「偽装請負」は労働者派遣に該当するため、認められません。

◆ 製造請負契約を締結している場合は、P.12の提出書類に加えて、以下の書類もご提出してください。

- (ア) 業務請負契約書
- (イ) 注文仕様書（食品製造の詳細が分かる書面）
- (ウ) 請負工程組織図（図参照）

工程組織図（参考）



(3) 加入証発行について

審査の結果、承認となりました後、登録いただいたご担当者様のメールアドレス宛に、協議会加入証をメールにてお送りいたします。（※郵送ではお送りしていません）

【重要!】加入された皆様へのお願い

- 加入証は今後の育成就労外国人の新規受入時および在留期間更新時に必要となる大変重要な書類になりますので、大切に保管いただき、**ご担当者様に変更となる場合は確実な引継ぎをお願いいたします。**
- 万が一、加入証を紛失された場合は、履歴事項全部証明書および営業許可証を添付のうえ、ご担当者様のお名前・電話番号・メールアドレスをメール本文にご記載いただき、協議会のメールアドレスまでお送りください。なお、再発行には約1か月程度のお時間をいただきますので、あらかじめご了承ください。

4 登録内容の変更

社名・所在地・代表者・担当者等に変更が生じた際は、速やかに協議会までご連絡ください。

メール本文に変更内容を記載のうえ、「協議会加入証」および「履歴事項全部証明書」を添付し、協議会メールアドレス宛にお送りください。（メール送信の際は、★を@に置き換えて送信してください）

協議会メールアドレス： ikusei_kyougikai★maff.go.jp

5 受入れ分野の追加

既に飲食料品製造業分野において協議会構成員となっている場合であっても、外食業分野において外国人を受け入れる際には、加入申請フォームから新規の手続きが必要となります。

飲食料品製造業分野の申請とは異なりますので、外食業分野の申請ガイドをご確認のうえ、協議会のウェブページから申請してください。

6 FAQ

よくある質問

7 お問い合わせ先

電話でのお問合せ

- 分野該当性、事業所要件等の確認、特定技能制度全般に関するお問合せ

外国人材制度相談窓口（無料） 専用回線：03-6630-8179

対応日時：10時00分～17時30分（土日・祝日・年末年始を除く）

- 水産加工食品製造における外国人の受入れに関するお問合せ

水産庁 漁政部加工流通課

担当：加工振興班

電話：03-3502-8427

対応日時：10時～12時、13時～17時（土日・祝日・年末年始を除く）

- 審査に関するお問合せ

※審査を早めるよう求めるご依頼および書類提出後2か月未満の進捗状況に関するお問い合わせは、
お控えください。お問い合わせいただいても、お答えいたしかねます。

食品産業育成就労協議会 ナビダイヤル TEL 0570-031574

対応日時：10時～12時、13時～17時（土日・祝日・年末年始を除く）